

【様式1-1】

柏原市橋梁個別施設計画

令和7年5月

柏原市 都市みどり安全部 道路河川管理課

1. 橋梁個別施設計画の目的

1) 背景

本市が管理する橋梁は、令和5年度現在で129橋架設されている。

このうち、建設後50年を経過する橋梁は、全体の16%を占めており、20年後の令和25年度には、21%程度に増加する。

これらの高齢化を迎える橋梁群に対して、従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕・架け替えに要する費用が増大となることが懸念される。

2) 目的

このような背景から、より計画的な橋梁の維持管理を行い、限られた財源の中で効率的に橋梁を維持していくための取り組みが不可欠となる。

コスト縮減のためには、従来の対症療法型から、“損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う” 予防保全型へ転換を図り、橋梁の寿命を延ばす必要がある。

そこで本市では、将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性の確保を図るために、橋梁個別施設計画を策定する。

2. 橋梁個別施設計画の対象施設

対象施設は、柏原市管理の全129橋とする。

3. 橋梁個別施設計画の計画期間

計画期間は、令和2年度から令和11年度の10年間とする。

4. 橋梁個別施設計画の対策の優先順位の考え方

対策の優先順位の考え方は、橋梁ごとの健全性（表1）及び路線の重要度（表2）をもって優先順位を設定する。

表1 橋梁ごとの健全性の判定区分

区分		定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

表2 路線の重要度

①	緊急輸送路、避難路、幹線道路に架かる橋梁
②	跨道橋及び跨線橋
③	迂回路がない又は長距離に及ぶ橋梁
④	人家連担地域の橋梁
⑤	高齢化の著しい橋梁

5. 橋梁個別施設計画の個別施設の状態等

平成26年度から、5年に1度の近接目視点検が義務化され、令和4年度に柏原市が管理する129橋のうち127橋で2度目の近接目視点検を実施した。前回の平成29年度の点検で判定区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された3橋のうち2橋の修繕が完了し、1橋は現在修繕中である。（表3）。

表3 管理橋梁の定期点検と診断結果 (令和5年度末時点)

点検 計画数	点検 実施数	判定区分			
		I	II	III	IV
129	127	112	16	1※1	0

※1 前回の点検による判定区分。修繕中であり、完了後に点検を実施予定。

6. 橋梁個別施設計画の対策内容と実施時期

各施設の対策内容と実施時期は別紙様式1-2の通りとする。

7. 橋梁個別施設計画の対策費用

各施設の対策費用は別紙様式1-2の通りとする。

8. 老朽化対策における基本方針

令和11年度までに管理する129橋について、点検・監視を行い従来の対症療法的な修繕及び架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えへと転換を図り、橋梁の長寿命化を行うとともに計画的な修繕や架替えにより費用の縮減と平準化を図る。

9. 集約化・撤去

令和11年度までに点検結果や利用状況を踏まえ、代替可能な老朽化した施設に対し、1橋程度の集約化に伴う撤去の検討を行うとともに、管理・点検の費用を1割程度縮減することを目標とする。

10. 新技術等の活用方針

令和11年度までに管理する129橋のうち約1割程度について、修繕や点検等に係る新技術の活用の検討を行う。

点検時には、画像解析技術等を用いた新技術を採用し、効率的な点検・解析を実施するとともに約1割程度の費用縮減を行う。

修繕予定の橋梁に対しては、費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用し、費用を約1割程度縮減することを目標とする。

